

令和5年5月15日

福島県経営者協会連合会長 殿

公益社団法人福島県トラック協会長
国土交通省東北運輸局福島運輸支局長
厚生労働省福島労働局長

貨物自動車運送事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組について（要請）

平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

貨物自動車運送事業者は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用開始に向けて、トラック運転者の長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、貨物自動車運送業の長時間労働の要因の中には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものがあります。トラック運転者の負担を軽減し健康に働けるよう、長時間の荷待ちの改善に向け、荷主の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。

また、トラック運転者の荷役作業での労働災害や交通労働災害の防止のため、荷主の皆様による貨物自動車運送業の事業者との連絡調整や配慮も求められています。

つきましては、トラック運転者の長時間・過重労働防止の観点から、下記の事項について、会員企業等のみなさまへの周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善について

発着荷主等の都合による長時間の恒常的な荷待ちは、トラック運転者の長時間労働の要因となることから、これを発生させないようご理解とご協力をお願いします。

2 改善基準告示（※）の周知及び遵守への協力について

(1) 運送業務の発注担当者に、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）を周知し、トラック運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等の設定にご理解とご協力をお願いします。

(2) 改善基準告示を遵守できず安全な走行が確保できないおそれのある発注を、貨物自動車運送事業者に対して行わないようご理解とご協力をお願いします。

【参考】

（※）「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」⇒



○「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」⇒



○「交通労働災害防止のためのガイドライン」⇒



○「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」⇒

